

災害救助法適用地域にお住まいの  
小規模企業共済ご契約者の皆様へ

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構

## 台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に対する 小規模企業共済契約者貸付けの「災害時貸付制度」のご案内

「台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨」により被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

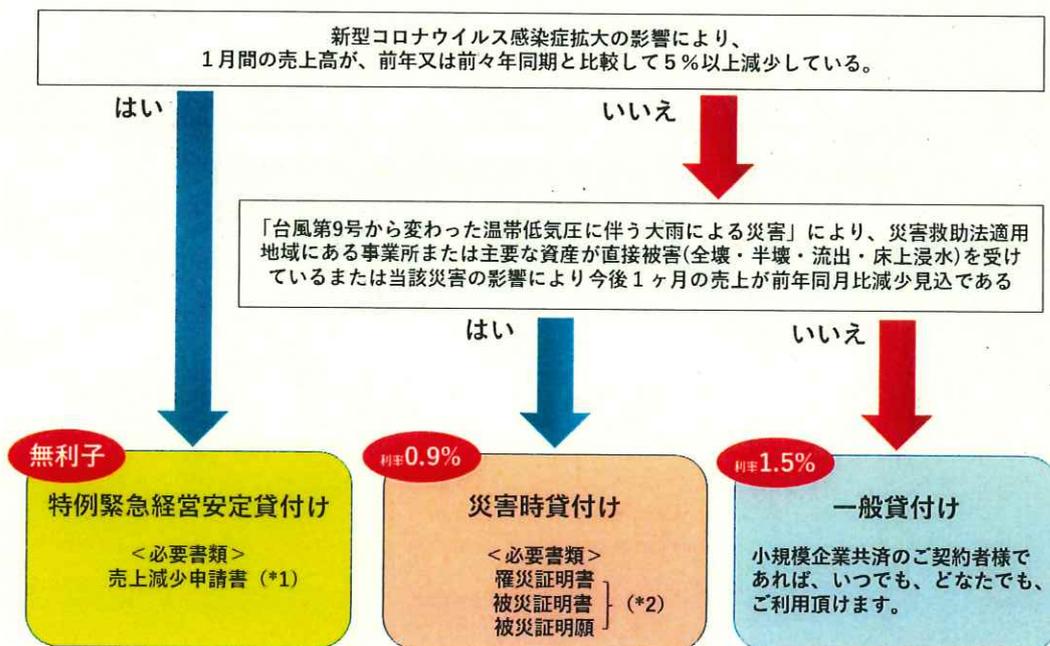
この度の災害により被災されたご契約者の皆様には、一般貸付け(1.5%)に加え、災害時貸付(0.9%)をご用意しましたのでご案内申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症にかかる特例緊急経営安定貸付(無利息)も引き続きご利用可能ですので併せてご案内いたします。

本状は上記市区町村にお住まいのご契約者に送付しておりますので、被災されていない方に到達した場合には何卒ご容赦ください。

### 1. 貸付制度

ご融資制度は50万円(一般貸付けは10万円)から貸付限度額の範囲内でご利用可能でございます。それぞれご利用条件が異なりますので、下のチャートをご参考にご利用制度をご検討ください。各貸付制度の詳細は別紙「小規模企業共済契約者に対する特別貸付一覧」をご参照ください。



(\*1) 売上減少申請書は、中小機構の所定の様式にてご提出いただきます。

(\*2) 罹災証明書・被災証明書は市町村等が発行します。被災証明願は、中小機構の所定様式にご記入のうえ商工三団体等にて証明を受けてください。

## 2. お申込みについて

この度の「台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨」にかかる災害に伴う災害時貸付けにつきましては、移動困難な契約者の負担軽減をはかるべく、郵送でのお手続きも取扱いさせていただいております。

また、新型コロナウイルス感染症にかかる特例緊急経営安定貸付けにつきましても、来店による接触機会を削減すべくご郵送での手続きが可能となっております。

詳細については、別紙「特例緊急経営安定貸付け」のお申込みの流れ、「災害時貸付け」のお申込みの流れをご参照ください。

## 3. 同封物一覧

別添 1	小規模企業共済契約者に対する特別貸付け一覧
別添 2	「特例緊急経営安定貸付け」のお申込みの流れ
別添 3	「災害時貸付け」のお申込みの流れ
別添 4	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書
別添 5	取引支店変更申出書

※別添 4 は、特例緊急経営安定貸付けの申込書類となります。

※別添 5 は、商工中金以外の金融機関を貸付窓口としてのご契約者様が、特別貸付を利用するにあたり貸付窓口を商工中金に変更する際の書類です（特別貸付は、商工中金のみでお取扱い可能です）。

(お問合せ先) 中小企業基盤整備機構 共済相談室  
TEL : 050-5541-7171 平日 : 9時~17時

## 小規模企業共済契約者に対する特別貸付け一覧

	特例緊急経営安定貸付け	災害時貸付け
(1) 貸付資格要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が悪化したことにより、1か月の売上が前年又は前々年の同期と比較し5%以上減少している契約者。 ※特例貸付は、同一事象で貸付ができるのは1回限りとなっております。	災害救助法適用地域の事業所が直接被害を受けている（直接被害：事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、消失埋没、流失、床上浸水等）、または災害の影響で1ヶ月の売上高が前年同月に比して減少する見込み
(2) 貸付申込時必要書類	申告書兼要件確認書	罹災証明・被災証明・被災証明願の内1通
(3) 貸付限度額	掛金の範囲内(掛金月数により、掛金の7～9割り)	
貸付額 (上限)	2,000万円	原則1,000万円
貸付額 (下限)	50万円以上	50万円以上
併せ貸付 の限度額	他の契約者貸付を受けている契約者は、併せて上限3,000万円。	他の契約者貸付を受けている契約者は、併せて上限2,000万円。
(4) 貸付金の使途	事業資金（運転・設備）	
(5) 貸付期間	①貸付額500万円以下 48か月（4年） ②貸付額505万円以上 72か月（6年）	①貸付額500万円以下 36か月（3年） ②貸付額505万円以上 60か月（5年）
(6) 償還方法	1年据置後、6か月毎の元金均等割賦償還	6か月毎の元金均等割賦償還
(7) 利率	無利子	0.9%
(8) 利子支払方法	—	貸付時及び償還時に6ヶ月前分払い
(9) 延滞利子	年14.6%	
(10) 担保・保証人	不要	
(11) 収入印紙	非課税	貸付金に応じた印紙が必要
(12) 申込受付期間	令和4年3月31日まで	令和4年2月10日まで
(13) 申込窓口	中小機構小規模共済融資課	
(14) 借入窓口	商工組合中央金庫の本・支店	

## 「特例緊急経営安定貸付け」のお申込みの流れ

## ご契約者様

別添の「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書」に必要事項を記入いただき、以下の書類を弊機構までご郵送ください。

(ご郵送いただく書類)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書
- ② 申請書にご記入いただいた売上高の確認できる帳簿や明細等の写し
- ③ 取引支店変更申出書（商工中金以外の金融機関を貸付窓口としている方のみ）

## 中小機構

ご郵送いただきました書類について貸付要件を満たしているかを確認し、貸付契約時に必要な以下の書類を契約者様あてご郵送いたします。

(必要書類)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書(機構押印済)
- ② 特例緊急経営安定貸付金借入申込書（兼金銭消費貸借契約証書）
- ③ 振込依頼書
- ④ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い

## ご契約者様

弊機構より送付しました、貸付契約時の必要書類にご記入・ご捺印いただき、印鑑証明書等を添付し、ご指定の商工中金の本・支店までご郵送をお願いいたします。

(ご契約手続きに必要な書類)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書(機構押印済)
- ② 特例緊急経営安定貸付金借入申込書（兼金銭消費貸借契約証書）
- ③ 振込依頼書
- ④ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い
- ⑤ 印鑑証明書（3か月以内発行のもの）
- ⑥ お振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し  
(銀行名・支店名・預金種目・口座番号がわかるもの)

商工中金  
本・支店

郵送で契約者様よりご提出いただいた必要書類一式を確認し、お貸付の契約手続きをいたします。お貸付金は、お振込みでお渡しをいたします。

※減額借換は、郵送対応は出来ないケースもございます。事前にご相談ください。  
※上記は、郵送でのお申込み手続きを記載しております。店頭でのお手続きも可能ですので、ご希望の方は弊機構宛にご連絡をお願いします。

## 「災害時貸付け」のお申込みの流れ

## ご契約者様

ご利用を検討のご契約者様は、弊機構の小規模共済融資課の以下の連絡先にご連絡をお願いします。

中小機構 小規模共済融資課 担当：浦上、田代  
TEL：03-5470-1546



## 中小機構

ご相談内容を確認し、貸付手続きに必要な以下の書類をご契約者様宛にご郵送します。

(必要書類)

- ① 災害時貸付金借入申込書
- ② 金銭消費貸借契約証書
- ③ 被災証明願
- ④ 振込依頼書
- ⑤ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い
- ⑥ 取引支店変更申出書（商工中金以外の金融機関を貸付窓口としている方のみ）



## ご契約者様

弊機構より送付しました、貸付契約時の必要書類にご記入・ご捺印いただき、被災状況を証明する書類（罹災証明書・被災証明書・被災証明願の内1通）をご準備いただき、印鑑証明書等の必要書類を添付し弊機構宛ご郵送をお願いします。

(ご契約手続きに必要な書類)

- ① 災害時貸付金借入申込書
- ② 金銭消費貸借契約証書
- ③ 罹災証明書・被災証明書・被災証明願の内1通
- ④ 振込依頼書
- ⑤ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い
- ⑥ 取引支店変更申出書（商工中金以外の金融機関を貸付窓口としている方のみ）
- ⑦ 印鑑証明書（3ヶ月以内発行のもの）
- ⑧ 本人確認書類（運転免許証・保険証、マイナンバーカード等）の写し



## 中小機構

郵送でご提出いただいた必要書類一式について弊機構にて内容確認をし、弊機構より、商工中金にお貸付手続きを依頼。  
お貸付金は、ご契約者様ご指定の銀行口座へお振込みいたします。

※減額借換は、郵送対応は出来ないケースもございます。事前にご相談ください。  
※上記は、郵送でのお申込み手続きを記載しております。店頭でのお手続きも可能ですので、ご希望の方は弊機構宛にご連絡をお願いします。

独立行政法人

中小企業基盤整備機構 行

令和 年 月 日

## 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書

共済契約者番号

住所

(フリガナ)

共済契約者名(本人自署)

生年月日 1明治 2大正 3昭和 4平成 年 月 日

TEL (登録済連絡先 記入必須)

(日中連絡が取れる連絡先)

「特例緊急経営安定貸付金」の申込に際し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少していることを申請します。

## 1. 貸付要件の確認（売上高減少の確認）

	年月	金額
1カ月の売上高 (①)	年 月	① 千円
前年又は前々年同期の売上高 (②)	年 月	② 千円

減少率 :  $① \div ② \times 100 = \quad \% \leq 95\%$ 

- 注) 1. ①の金額が②の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。  
2. ①、②の金額が確認できる帳簿や明細等のコピーを本申請書に添付してください。  
月の合計売上高を丸印で囲んでください。  
3. 上記計算は小数点第1位以下を切り捨ててください。

## 2. お手続きの代理店

借入手続きをされる代理店名	商工中金 支店
---------------	---------

## 【機構処理欄】

上記の通り、貸付要件を満たしていることを確認しました。

令和 年 月 日

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 印

受付番号

売上要件

代理店変更

検印 担当印

# 記入例

小規模企業共済契約者 特例緊急経営安定貸付用（代理貸） 文書番号  
様式 小 963

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 行

令和 2年 5月 1日

## 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書

共済契約者番号 1234567-89

住所 東京都 港区 虎ノ門 3-5-1 虎ノ門37森ビル  
(フリガナ) キョウサイ タロウ

共済契約者名(本人自署) 共済 太郎

生年月日 1明治 2大正 3令和 4平成 55年 5月 5日

TEL (登録済連絡先 記入必須) 03-0000-0000

(日中連絡が取れる連絡先) 090-0000-0000

「特例緊急経営安定貸付金」の申込に際し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少していることを申請します。

### 1. 貸付要件の確認（売上高減少の確認）

	年月	金額
1カ月の売上高 (①)	令和2年 4月	① 100千円
前年又は前々年同期の売上高 (②)	令和元年 4月	② 110千円

減少率 :  $① \div ② \times 100 = 91\% \leq 95\%$

- 注) 1. ①の金額が②の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。  
2. ①、②の金額が確認できる帳簿や明細等のコピーを本申請書に添付してください。  
月の合計売上高を丸印で囲んでください。  
3. 上記計算は小数点第1位以下を切り捨ててください。

【商工中金以外を貸付の取引店としてご利用の方】  
特例貸付は商工中金以外の金融機関はご利用できません。別添の「取引支店変更申出書」にて変更をお願いします。

### 2. 申込金額とお手続きの代理店

借入手続きをされる代理店名	商工中金 鹿児島 支店
---------------	-------------

#### 【機構処理欄】

上記の通り、貸付要件を満たしていることを確認しました。

令和 年 月 日

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 印

受付番号

売上要件	
代理店変更	

検印	担当印

## 取引支店変更申出書 ( 銀行・信金・信組→商工中金)

令和 年 月 日

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 御中  
共済事業グループ 小規模共済融資課

共済契約者番号

							-		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

住所 \_\_\_\_\_ 都・道  
府・県  
フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日

電話番号 (登録済連絡先 記入必須) ( )  
(日中連絡が取れる連絡先) ( )

私こと \_\_\_\_\_ は、現在 \_\_\_\_\_ (銀行・信金・信組) \_\_\_\_\_ 支店を  
小規模企業共済契約者貸付の登録店としておりますが、下記理由のため、今後の登録店は商工組  
合中央金庫にさせていただく事を希望いたします。

【依頼理由】

特別貸付を利用のため。